

## 令和7年度第2回兵庫県障害福祉審議会不服審査部会議事要旨

- 1 日 時 令和8年1月15日（木）15時30分～
- 2 場 所 オンライン
- 3 出席者 不服審査部会委員 5名
- 4 議 事

### （1）R5-5号案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- 法令等の規定に沿って、一次判定、市町村審査会を経て認定が行われており、手続きや判定に違法・不当な点は認められない。

### （2）R4-6号案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- 地域移行支援の利用は本人の意思が重要であり、本人から退院に対する拒否的な発言が見られたことをもって更新を認めなかったことは、その時点の判断としては妥当。

### （3）R4-9号案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- 法令等の規定に沿って、一次判定、市町村審査会を経て認定が行われており、手続きや判定に違法・不当な点は認められない。

### （4）R4-10号案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- 法令等の規定に沿って、一次判定、市町村審査会を経て認定が行われており、手続きや判定に違法・不当な点は認められない。

(5) R5-1号及びR6-1号案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

[審議結果]

審査請求は棄却するべきである。

[理由]

- 希望支給量はあくまで勘案事項であって申請内容ではないため、一部拒否処分に当たらず、理由附記がないことをもって違法とすることはできない。

以上